

## 青森県むつ小川原開発地区企業立地促進費補助金

対象地域	むつ小川原開発地区等(六ヶ所村及び三沢市)
対象企業	むつ小川原開発地区等内に立地する企業
要件	次の要件を満たすもの 【1】 用地取得後、原則として3年以内に操業等が見込まれるもの 【2】 操業開始後1年以内に雇用創出効果が5人以上見込まれるもの 【3】 用地取得面積が1,200㎡以上
補助対象	工場又は事業場の用地及び工場等の従業員の福利厚生施設用地の取得に要する経費
補助額	用地1平方メートル当たり5,000円 (国の補助金の交付を受けている場合にあつては、1平方メートル当たり2,500円)